

## 交通事故で受診をされる方へ

交通事故の支払い方法について通常、交通事故でのケガは「健康保険」の適用になりません。下記の通りとなります。ご了承ください。

### ● 受診した際の医療費の支払い

患者さん本人(被害者であったとしても)への請求となります。初診時に「預り金」10,000 円をお預け頂きます。支払い方法の確認が取れ次第が決まりましたら「預り金」は返却いたします。

\*「預り証」は返金時に必要となります。保管し返金時に持参ください。

### ● 任意加入保険を使用する場合

保険会社から病院への「補償確定の連絡」が入り次第、保険会社支払いに変更されます。

\*保険会社への手続きは患者さん側で行ってください。

### ● 自賠責保険を使用する場合

治療費は診療された患者様ご本人に診療の都度・請求させていただきます。

\*交通事故に関わる診療が終了時に自賠責保険への提出用の診断書を作成します。患者さん自身で自賠責保険へ診療費請求を行ってください。

### ● 警察に提出する診断書について

警察の届出が必要な「診断書」が必要な場合は受診時に医師に申し出てください。

### ● 治療費の支払い方法について

支払い方法が決まりましたら初診日より1週間以内にご連絡ください。連絡がない場合は受診された患者さん本人に自費にて請求いたします。

### ● 処方せんについて

調剤薬局に処方せんを提出した場合、調剤薬局の指示に従い手続きを行ってください。当病院とは別々になります。

### ● おもな交通事故ケースにおける、適用保険は次の通りです。

・ご自身が歩行者・自転車であった場合 → 相手車両の「自賠責保険」・「任意保険」

・自損事故(単独事故)の運転者 → ご自身の「健康保険」が使えます

・自損事故(単独事故)の同乗者 → 乗車車両の「自賠責保険」・「任意保険」

・自動車どうしの事故 → 双方の車両の「自賠責保険」・「任意保険」(過失の割合で決まります)

\*自賠責保険・任意保険を使わず、双方の示談とする場合は、治療費に関してトラブルにならぬよう十分ご注意ください。

- \*自賠責保険、任意保険をご利用になる際は、警察の「事故証明」が必要です。事故の後、時間がたっても、所轄の警察署か最寄りの交番へ届け出て「事故証明」を取得してください。
- \*健康保険を使用する場合は、患者さん本人による申告・手続きが必要になります(第三者行為の申告)。